市長室からお答えします

防災行政無線の内容確認方法は

Q 防災行政無線でよく行方不明者の情報提供依頼や詐欺への注意喚起などが流れていますが、放送されている内容を聞き取れないことがあります。災害時の避難情報など、命に関わる大切な情報も放送されると思うので、内容を確認する方法を教えてください。

A 防災行政無線の放送は、当日の気象状況や気密性の高い住宅によっては内容が聞き取りにくい場合があります。放送が聞こえなかったときは「防災行政無線テレホンサービス」や「なりたメール配信サービス」で内容を確認できます。なお、成田空港の騒防法第一種区域内に住んでいる人は、防災行政無線戸別受信機を設置できますので利用してください。

また、災害時の避難情報については、災害情報共有システム(Lアラート)に随時情報提供を行い、テレビ・ラジオ・スマートフォンなどで即時に確認できるよう情報発信をしています。そのほか、市ホームページや防災情報ツイッターなどを活用し、これからも皆さんに的確に情報が行き渡るよう努めていきます。

防災情報を確認するには

○防災行政無線テレホンサービス(0120-38-3898)
○なりたメール配信サービス…事前登録が必要。右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
○防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)

なりたメール配信サービス

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

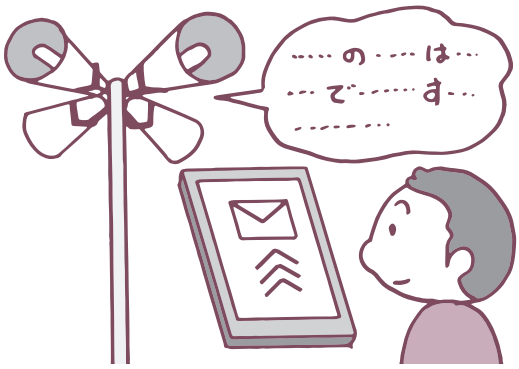

消費生活相談Q&A

賃貸住宅の原状回復費用に注意

Q 5年間住んでいた賃貸アパートを退去することになり、貸し主から畳や壁紙の張り替えとハウスクリーニング代を請求されました。故意に傷をつけたり汚したりしたことはありませんが、支払わなければならないのでしょうか。

A 借り主は賃貸住宅を退去する際、元の状態に戻して部屋を返すという原状回復義務があります。しかし、これは入居時の状態に戻すということではありません。例えば、畳やフローリング、壁紙などに故意または不注意による傷・汚れ・破れがあったり、たばこによるにおいの付着・変色があったりした場合は借り主が費用を支払うことになりますが、時間の経過による色あせ、家具の設置による変色やへこみなどについては費用を支払う必要はありません。

また、ハウスクリーニング代については、契約書に「借り主が負担する」というような特約があっても、借り主がその内容の説明を受けて承諾をしていない限り、支払わなくてよい場合があります。

このようなトラブルを未然に防ぐために、国土交通省ホームページ「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で一般的な基準が示されています。請求内容に納得がいかない場合は明細をもらい、ガイドラインを参考に貸し主と話し合いましょう。話し合いで解決できない場合には、民事調停や少額訴訟を利用することもできます。
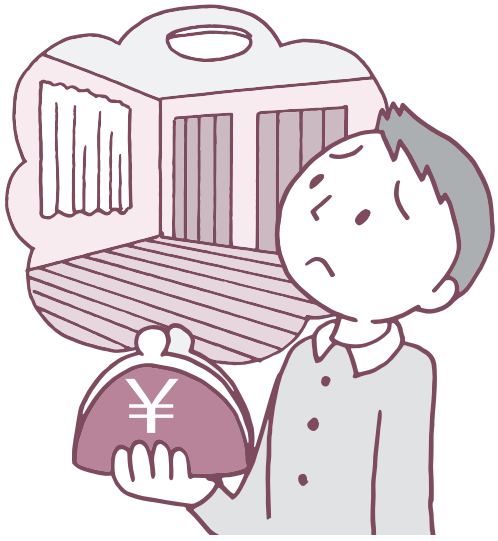
※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。